

棧（かけはし）ネット 運営協議会規約

第1章 総 則

第1条（目的）

棧ネット事業は、起業家や創業初期段階にあるベンチャー企業（以下、「ベンチャー」と称する）と、ベンチャー支援を検討している個人または企業（以下、「エンジェル」と称する）とを繋げ、エンジェルからの支援を通じてベンチャーを育成するとともに、「ヘラクレス」をはじめとする新興市場への上場を目指すベンチャー輩出を促進することを目的とする。

第2条（運営主体）

棧ネットの運営主体は、棧ネット運営協議会（以下、「協議会」と称する）とする。

第3条（事業）

協議会は、第1条の目的を達成するために、ベンチャーとエンジェルが、インターネット上または相対して情報を交換し、出資や提携、販路開拓、人材紹介などの支援を通じてベンチャーの育成を目指す棧ネット事業を実施するほか、ビジネスプラン発表会やエンジェル教育事業等を適宜実施する。

第4条（支援における自己責任の原則）

棧ネット事業は、第1条の目的を達成するためにベンチャーとエンジェルとを繋げる事業であり、その支援のための個々の交渉や契約締結等については、ベンチャーとエンジェルの双方の自己責任にて行うものとする。また、その交渉・契約内容について、協議会はその責を負わない。

第2章 協 議 会

第5条（協議会の構成）

協議会は、大阪商工会議所ならびに特定非営利活動法人エンゼルホットライン（以下、「エンゼルホットライン」と称する）で構成する。また協議会は、必要に応じ、事業の目的に賛同する関係機関を加えることができる。

第6条（アドバイザー）

協議会は棧ネット運営にあたり、より専門性が高い分野において適切な助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。アドバイザーは協議会に対し適宜意見を述べることができる。

第7条（役員）

- 1 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
代表幹事	1名
幹 事	3名以上10名以内
監 事	1名以上3名以内
- 2 会長は、大阪商工会議所 専務理事とする。
- 3 副会長は、会長が委嘱する。
- 4 代表幹事及び幹事は、会長が委嘱する。
- 5 監事は、会長が委嘱する。

第8条（役員の職務）

- 1 会長は、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときはその職務を代行する。
- 3 代表幹事は棧ネットが実施する各事業を統轄し、運営に関する責を負う。
- 4 代表幹事及び幹事は、幹事会を組織し、事業計画、予算、決算その他の重要事項を審議決定する。
- 5 代表幹事は、必要に応じ幹事会を招集し、議長となる。
- 6 監事は、協議会の事業および会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

第9条（幹事会の定足数）

幹事会は幹事の過半数の出席をもって成立する。ただし、幹事が出席できない場合は、幹事の委任を受けた代理人が幹事会に出席することができる。

第10条（幹事会の議決方法）

幹事会の議決は、出席者の過半数による決議を必要とする。

第11条（役員の任期）

- 1 役員の任期は2年とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、任期終了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

第12条（役員の補欠選任）

- 1 役員がその任期中に欠員となった場合は、第7条に基づき、会長が委嘱する。
- 2 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

第13条（会計）

第3条の事業に必要な経費は、大阪商工会議所、エンゼルホットラインからの分担金のほか、栈ネット登録料、協賛金等をもって充てる。

第14条（庶務）

第3条の事業及び協議会の庶務は、大阪商工会議所がつかさどる。

第3章 協 賛

第15条（協賛）

栈ネット事業の趣旨に賛同し、協議会の運営に積極的な関与を希望する企業・団体については、協賛機関として参画する。また、その場合は、協賛金を支払わなければならない。なお、金額については別途規定に定める。

第16条（名称と役割）

- 1 栈ネット事業に対する関与の度合いにより、名称を「ゴールドパートナー」と「協賛機関」に区分する。
- 2 ゴールドパートナーは、協議会に協賛金を支払うほか、ホームページに掲載されたベンチャーのビジネスプランを閲覧し、関心のあるベンチャーと出資や各種提携などについて交渉することができる。このほか、協議会に申し込まれるビジネスプランに対する評価や、ホームページ掲載前にビジネスプランのブラッシュアップ指導を行うことができる。
- 3 協賛機関は、栈ネット事業の趣旨に賛同し、栈ネットの活動を支援する企業・団体とする。
- 4 なお、本条各項の名称については、参画機関の意向を最大限尊重する。

第4章 エンジェル

第17条（エンジェルの種別）

栈ネットに参画するエンジェル（以下、「栈ネットエンジェル」と称する）は、登録によって次の種類に区別される。

- 1 個人エンジェル
- 2 法人エンジェル

第18条（エンジェルの活動範囲）

栈ネットエンジェルは、ホームページに掲載されたベンチャーのビジネスプランを閲覧し、関心のあるベンチャーと出資や各種提携などの支援策について交渉・契約することができる。

第19条（登録申込）

エンジェルは、栈ネットへの参画にあたり、必要事項を記載した申込書を協議会に提出しなければならない。なお、記載すべき事項は別途規定に定める。

第20条（審査）

提出された申込書は、協議会構成員、アドバイザーが書類審査を行う。ただし、協議会が定める審査項目を満たしていると客観的事情から認められる場合、審査を免除することがある。なお、審査すべき項目については、別途規定に定める。また、必要に応じて面談を実施する場合がある。

第21条（推薦）

棧ネットエンジェルとして申し込むためには、協議会構成員、アドバイザー、ゴールドパートナーのうち計2名の推薦を受けなければならない。

第22条（掲載）

審査の結果、登録基準を満たしたエンジェルは、棧ネットホームページ上に匿名で掲載する。ただし、掲載する項目については、別途規定に定める。

第23条（登録料）

エンジェルは、棧ネットへの登録にあたり、登録料を協議会に支払わなければならない。なお金額等については、別途規定に定める。

第24条（退会）

棧ネットエンジェルが棧ネットを退会する場合は、退会希望日の1ヶ月前に文書で申し入れ、協議会の了承を得なければならない。なお、退会にあたっては、既に納付された登録料・年会費等の返金は行わない。

第25条（除名）

棧ネットエンジェルが以下の条件に該当すると幹事会が判断した場合、協議会はその該当者を除名することができる。その際、既に納付された登録料・年会費等の返金は行わない。

- 1 棧ネットの体面・信用を傷つけ、協議会の目的に反する行為を行った場合
- 2 虚偽の情報をもって、棧ネットエンジェルとして登録した場合
- 3 ベンチャーや他のエンジェルに対する誹謗・中傷を行った場合
- 4 その他、本規約の条項に違反し、公序良俗に反する行為等を行った場合

第26条（ベンチャーへの報告）

協議会は、棧ネットエンジェルが退会もしくは除名の場合、速やかにベンチャーに報告しなければならない。

第27条（退会・除名時における協議中の事項および既存契約の取り扱い）

退会・除名にあたり、対象となるエンジェルが棧ネットの活動において契約した支援内容の取り扱いや、ベンチャーとの協議中の内容については、ベンチャーと棧ネットエンジェル双方が誠意をもって解決にあたるものとし、協議会はこの内容に関与しない。

第28条（ベンチャーに関する情報の取り扱いについて）

棧ネットエンジェルは、登録後または退会後とも、棧ネットで知り得たベンチャーに関する情報については、これを無断で第三者に提供してはならない。

第5章 ベンチャー

第29条（登録申込）

ベンチャーは、棧ネットの利用にあたり、必要事項およびビジネスプランを記載した申込書を協議会に提出しなければならない。なお、記載すべき事項は別途規定に定める。

第30条（審査およびその責任範囲）

提出された申込書は、協議会構成員、アドバイザー、ゴールドパートナーが書類審査を行う。ただし、協議会が定める審査項目を満たしていると客観的事情から認められる場合、審査を免除することがある。なお、審査すべき項目については、別途規定に定める。また、審査は提出された申込書の内容に基づいてのみ行われ、そのビジネスプランにおける信用性や将来性を保証するものではない。

第31条（ホームページへの掲載）

- 1 審査の結果、一定水準以上の基準を満たしたベンチャーのビジネスプランは、棧ネットホームページ上に匿名で掲載する。ただし、掲載する項目については別途規定に定める。
- 2 掲載にあたっては、事前に協議会構成員、アドバイザー、ゴールドパートナーが同意した場合、そのいずれ

かからビジネスプランに対するブラッシュアップ指導を受けることができる。

- 3 棧ネットホームページへの記載をもって、棧ネットエンジェルとの交渉や支援契約の締結を確約するものではない。

第32条（掲載期間およびビジネスプランの変更・更新について）

- 1 棧ネットホームページへのビジネスプラン掲載期間は1年間とする。
- 2 掲載期間中、ベンチャーはビジネスプランの修正・変更を行うことができる。ただし、回数等については別途規定に定める。
- 3 掲載期間終了後、ビジネスプランを更新する場合は、改めて申込書を協議会に提出し、第30条に基づく審査を受けなければならない。

第33条（企業情報の提供）

協議会は、ホームページにベンチャーのビジネスプランが掲載された後、棧ネットエンジェルから問い合わせがあった場合、申込書に記載した情報（財務等の詳細な企業情報、代表者の略歴等の個人情報など）について、棧ネットエンジェルに提供する。

第34条（登録料）

ベンチャーは、棧ネットホームページ掲載にあたり、登録料を協議会に支払わなければならない。なお、金額等については、別途規定に定めるものとする。

第35条（契約成立に伴う協議会への報告）

ベンチャーは、希望する支援内容について棧ネットエンジェルと契約に至った場合は、速やかに協議会に報告しなければならない。

第36条（登録抹消請求）

- 1 ベンチャーは、支援契約の成立や支援募集の停止など、棧ネットでの支援を必要としなくなった場合、掲載期間中であっても登録抹消を請求しなければならない。
- 2 ベンチャーの抹消請求は、登録抹消希望日の10日前までに行わなければならない。
- 3 登録抹消にあたっては、既に納付された登録料等の返金を行わない。

第37条（登録取消）

ベンチャーが以下の条件に該当すると判断した場合、協議会はホームページ掲載期間中であっても掲載を停止し、登録を取り消すことができる。また、登録取消にあたっては、既に納付された登録料等の返金を行わない。

- 1 棧ネットの体面・信用を傷つけ、協議会の目的に反する行為を行った場合
- 2 虚偽の情報をもって、棧ネットのベンチャーとして登録した場合
- 3 他のベンチャーやエンジェルに対する誹謗・中傷を行った場合
- 4 その他、本規約の条項に違反し、公序良俗に反する行為等を行った場合

第38条（エンジェルへの報告）

協議会は、ベンチャーを登録抹消・取消した場合、速やかにエンジェルに報告しなければならない。

第39条（登録抹消時における協議中の事項および既存契約の取り扱い）

登録抹消にあたり、ベンチャーが棧ネットの活動において締結した支援契約内容の取り扱いや、棧ネットエンジェルと協議中の事項については、ベンチャーと棧ネットエンジェル双方が誠意をもって解決にあたるものとし、協議会はこの内容に関与しない。

第40条（エンジェルに関する情報の取り扱いについて）

ベンチャーは、登録抹消後または取消後とも、棧ネットで知り得たエンジェルに関する情報については、これを無断で第三者に提供してはならない。

第6章 その他

第41条（事業年度および会計年度）

本協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。また、会計年度は事業年度に準ずる。

第42条（参加者の権利）

本事業に参画する者は、何時でも、協議会に対し本協議会の規約、規定、事業報告書、会計関連資料の閲覧を求めることができる。

第43条（規約・規定の改正）

協議会で定める規定・規約の改正は、幹事会の提案に基づき協議会で決定する。なお、改正された条項は、協議会での決定をもって、即日その効力を発する。

附 則

（実施の時期）

1 本規約は、平成17年10月28日から施行する。

（事業年度および会計年度）

2 協議会の第1期事業年度および会計年度は、平成17年10月28日より平成18年3月31日までとする。

（役員任期）

3 協議会初代役員任期は、委嘱日から平成19年3月31日までとする。

附 則

（実施の時期）

1 第20条（審査）、第30条（審査およびその責任範囲）、第32条（掲載期間およびビジネスプランの変更・更新について）、第33条（企業情報の提供）の改正規約は、平成18年5月22日から実施する。